

第三十五号議案

江戸川区公共溝渠管理条例の一部を改正する条例

右の議案を提出する。

平成二十八年二月十九日

提出者 江戸川区長 多田正見

江戸川区公共溝渠管理条例の一部を改正する条例

江戸川区公共溝渠管理条例（昭和二十八年七月江戸川区条例第八号）の一部を次のように改正する。

別表第一種の項中「三三〇円」を「三六〇円」に改め、同表第三種の項から第五種の項までの規定中「五〇〇円」を「五一〇円」に改める。

付 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年四月一日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の江戸川区公共溝渠管理条例の規定は、施行日以後に許可を受けた使用及び施行日前に許可を受けた使用で当該許可の期間が施行日以後にわたるものの施行日以後の期間に係る使用について適用する。

（説明）

使用料の基礎となる固定資産税評価額の評価替えに伴い、公共溝渠の使用料を改定する必要があるので、本案を提出いたします。